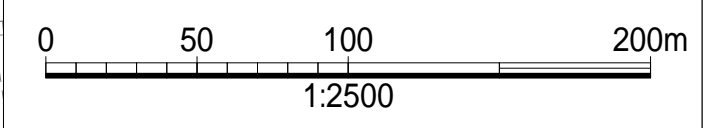


### 誘導区域図 ( 16 / 27 )

- 行政区域
  - 都市計画区域
  - 市街化区域
- 都市機能誘導区域**
- 中心拠点
  - 地域拠点
- 居住誘導区域**
- 都市居住区域
  - 公共交通沿線居住区域
  - 居住環境形成区域
- その他の市街化区域**
- 一般居住区域
  - その他の市街化区域
- その他の市街化区域  
 都市計画区域外に、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害危険箇所、特別防災地区、地区計画の指定を受けた地域、指定された区域、その他指定された工業地域、総合開発公署。



この図は、着手書の承認を得て着手書所有の資料(都市計画図(1/250)、1/10,000)を複製したものである。  
(承認番号)平成29年8月21日着手書指指令部第8-5号